

漢六朝の税役問題：「漢六朝史の理解をめぐる」 第六章

越智，重明
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24519>

出版情報：九州大学東洋史論集. 6, pp.1-31, 1977-10-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

漢六朝の税役問題

—「漢六朝史の理解をめぐって」第六章—

越 智 重 明

一 漢時代までの賦

春秋時代の賦については、旧来諸侯（公がその大夫（上大夫としての卿を含む）に彼らの邑から提供させる兵車（つまり、兵器、軍隊）を意味する（少なくともそれを主とする）と理解されることが多いようである。しかしそのほかに、諸侯自らのもつ兵車を指すものもある。（春秋時代、諸侯のもつ直轄軍—諸侯の国城内に住む士を中心とする—とその兵器とは、諸侯が大夫にわりあてて提供させた軍隊と兵器とよりも多かつたと考えられる。なお、それは大夫が諸侯の直轄軍の指揮官としてそれを統率するといったことは別の問題である。）また、賦には大国がそれに属する小国にわりあてて提供させる兵車を指すこともある。右の賦は要するに軍事に直接関係するものであるが、その第三が第一、第二とどのような時期的関連性をもって生じたのかはわからない。しかし何れにしても第一、第二は明かに氏族制社会において機能するものであり、第三も亦氏族制社会というわくの内において理解することができるといえる。（賦に関する旧来の代表的研究として、宮崎市定氏、「古代中国賦税制度」『アジア史研究第一』所収がある。）

賦が軍事に直接関係するものであるという点に変わりはないにしても、春秋中期以降諸侯の支配体制の変化に依じて賦の色合いに変化が生ずる。すなわち、早いところではすでに春秋中期に諸侯は氏族の長たることを脱して専制君主となることを志向している。そうした際諸侯は全版図の田、「藪沢」をその家産化し、以て自らの専制君主権力の経済的基盤としようとする。諸侯はそれと同時に、旧来（同族集落において）兄弟集団を構成しつつ氏族制的規制のなかに埋没していた人々に対し、新たに緩やかな父子集団を構成すべきを助長するとともに、彼らを壮年の男子乃至その夫婦を中心に把握することをうち出していく。これは版図の全農民に及ぶものである。この大勢は戦国時代をへて天下統一時の秦に及びさらに漢（初）に及んだと考える。

漢六朝の税役問題

られる。(ただし、秦、漢(初)では右の諸侯は皇帝におきかえて考えるべきである。)ところで、以上の変化は(基本的に)士以上が軍役を負担しそれだけに兵器の(一部の)調達も亦士以上が負担することとなっていたと思われる体制から、全民衆に軍役を負担させ、かつ彼らに兵器(の一部)を調達させる体制への変化をともなってくる。そうした変化にあって全民衆にかける軍事的負担を賦ということが生ずる。左氏伝襄公二十五年(西紀前五四八年)十月の伝に、

楚蒍掩爲司馬。(令尹)子木使庇賦、數甲兵。甲午、蒍掩書土田、度山林、鳩薮沢、并京陵、表淳鹵、數疆潦、規偃豬、

町原防、牧隰臯、并衍沃、量入脩賦、賦車籍馬、賦車兵徒卒甲楯之數。既成。以授子木。礼也。

とある。楚の(大)司馬は令尹をたすける国の大臣である。車兵、徒卒は兵器のことである(会箋)。右にあっては「庇賦、數甲兵」を表現すべく、まず(A)をなし、ついで(B)という形をとって(C)を実行している。要するに右の改革は(城外の)野鄙の山沢その他さまざまな土地(版図の全野鄙)を調査、計量し、その改良(田の整備開拓を含む)をもうち出した。ついでそこからどれだけの収入がえられるかを量った上でそこに住む農民に賦をかけた。その賦は軍用の車馬と兵器とを出させるものであった、という内容をもつ。その際の賦は諸侯が全版図(すべての田を含む)とその民衆とを、(旧来とは違って)直接的に把握するところに生じたものである。かつて農民は(軍事に關する)賦と直接関係しなかったが、ここに至ってそれをかけられることになったわけである。

ところで、春秋後期になると、賦に新たに田を対象とする軍事的税が入ってくる。いまそれを見てみよう。国語魯語下に、

季康子欲田賦。使冉有訪諸仲尼。仲尼不对。私於冉有曰、求來。汝不聞乎。先王制土、藉田以力、而砥其遠邇。賦里以入、而量其有無。任力以夫、而議其老幼。於是乎、有鰥寡孤疾、有軍旅之出、則徵之、無則已。其歲収、田一井出稷禾秉芻缶米。不是過也。先王以為足。若子季孫欲其法、則有周公之藉矣。若欲犯法則苟而賦、又何訪焉。

と記している。(以下、前記事という。)左氏伝哀公十一年(西紀前四八四年)の伝には、これと同一内容のことを、

季孫欲以田賦。使冉有訪仲尼。仲尼不对。而私於冉有曰、君子之行也、度於礼。施取其厚、事举其中、斂從其薄。如是則以丘亦足矣。若不度於礼、而貪冒無厭、則難以田賦、將又不足。且子季孫若欲行而法、則周公之典在。若欲苟而行、又何訪焉。

と記している。(以下、後記事という。)

思うに、春秋時代から漢時代に及ぶ土地制度は、巨視的にとりあげた際氏族社会における土地制度からいわゆる私有制における土地制度への変遷として理解される。(ただし、そのいわゆる私有制は近代社会における土地私有制とは異なる。その一端は第三章でふれた。)氏族制社会の末期は春秋時代であるが、その前、中期の氏族制社会の時代についていうと、支配氏族の田は被支配氏族が耕作しその全収穫を支配氏族に納めていた。(ただし、支配氏族の末端にある土は自ら田を耕作しその全収穫を自らの手に収めていたと考えられる。)一方、被支配氏族の田は彼ら自らが耕作しその全収穫を自らの手に収めていた。魯で宣公がその十五年(西紀前五九四年)に初めて畝に税したというのは、後者の田に税をかけたのを意味する。ただし、当時個人的な私有田はまだ公認されておらず、その所有は集団としてのそれであった。さて、魯では初めて畝に税してから四年後に、丘甲(の税)をつくり、集落(としての丘)単位に農民に兵器を出させている。(この際の丘は、図式的にいえば一定した壮丁数をもつものである。)(先に見た楚の改革は、この際における農民に兵器を出させるものに該当しよう。ただしそれが集落を単位としたものかどうかは不明である。)また、それよりもあとに農民に軍役をかける制度を創めている。(諸侯の国の改革において、被支配氏族の田に税をかけること、農民に兵器乃至軍需品の一部を出させること、農民に軍役をかけること、の三者がその順序をもって現われてきたことは、各国を通じて同じであったとよからう。)魯において先の田賦が現われたのはそれら三つの改革よりもあとのことであるが、こうした点を頭において先の二記事を考えてみよう。

前記事の(A)、(B)、(C)はそれぞれ(A)、(B)、(C)にかかる。(A)の藉は動詞であるが、そこに先王(魯の先君を指す。)のとき田税として藉を制したという理解があったのがわかる。しかし(A)とあわせ見てもその藉がどれだけであったかはわからない。(B)の賦は動詞であるが、そこに先王のとき軍事上の賦を制したという理解があったのがわかる。(B)はそれが里を単位にかけられたものであるとしているが、(B)とあわせ見ると、その賦は軍旅があったときだけかけられたとされているのがわかる。その里は人の集落のことであるが、それへの賦は具体的には後記事に見える丘を対象に丘甲をかけたことを指しているとすべきであろう。(C)は、すでにこのときよりもまえに農民にも軍役をかけていることを考えると、農民の軍役を制したことについて述べているものとされよう。なお、国語呉語に「將不長弟、以力征一二兄弟之國」とあり、左氏伝僖公三十三年の伝には「武夫」が見える。こうした際の力、夫は軍役に關するものであるが、(C)の力、夫は必ずやこうしたものであろう。ただし、(C)の記事が不十分であるため(欠落があるため)その具体的なことはわからない。

ところで、前記事において、周公のときの藉と先王の制した藉とに違いのあることが示されている。前者の藉はかつて氏族制時代公田の全收穫を公に出し、他方農民に属する田の收穫をすべて私したときの藉である。左氏伝宣公十五年の伝に、初めて畝に税したことに付いて、「初税畝、非礼也。穀出_レ不過藉。以豊財也。」とある。この一の部分、旧来田税として公田の全收穫を藉として出していたに過ぎなかつた、という意味であろうが、前者の藉はその藉にあたる。一方、後者の藉は旧来無税の田を対象に出させた税である。これはやがて農民など(百姓)の個々の私有田に課し、徴収する田税(田租)となつていく。管子宙合篇に、「厚藉斂于百姓、則万民懟怨。」とある。その纂註に、「藉亦斂也。」とあるが、この藉、斂は百姓から私有田の税(田租)をとり納めるのをいっている。また、漢書谷永伝に、「籍税万民、不過常法。」とある。籍と藉とは相通するが、この籍(田租)も亦百姓からその私有田の税をとり納めるのをいっている。後者の藉はこの形の田税を意味する。さて、戦国時代には村落共同体的な規制のなかに農民個人の私有田が普遍的に存在していたといえようが、いま問題としているのが戦国時代直前の哀公十一年という年次のものであるのをあわせ考えると、田賦は個人の私有田が多数出現したのをふまえ、その田に直接的に軍事上の賦(軍賦)をかけようとしたものであり、後記事に「以丘亦足矣。」とあるのは、新しく私有田を対象に軍賦をかけなくても、旧来の丘対象の軍賦だけで事足りる、といった意味である、とされよう。(「周公之藉」、「周公之典」が当時であつて復活できないのはいうまでもない。しかし孔子が周公を尊んだことを考えると、孔子がその復活を口にしたにしても、あるいは孔子の名でだれかがそれを述べたにしても、さして不思議はないであらう。)

なお、会箋に、

(前略) 至于春秋之世、莱田漸墾成熟。且有山麓水渙新闢之壤。田溢于夫家之旧額者多。宣公税畝。已無不税之田。而兵制未改。猶擬旧籍之夫家。以爲率。至于此、則用田畝起賦。不問人之衆寡。但有田若干畝、而即賦一兵。(下略)

とある。これは經学的なわくのなかににおける理解であるけれども、そこでいまとりあげている田賦を新墾田の普及と関連づけ、かつそれを軍賦であるとしているのは正確な指摘であるとされよう。

十二年に田賦は実施されている。そうした田賦がのちどけだけ普及したかはわからないが、何れにしても新しい社会の進展の一環である私有田の普及・諸侯のその把握と恐らくは直接的に関連した形での新しい軍賦が生じているのは注目し得よう。

さて、旧来学界では賦と税との区別は前漢時代にはなお明白であつて、後漢頃から次第に相通じて用いられるようになった。もともと賦には民衆が軍役に服する義務と人頭税との意味がある、という見解が一般的に行われていると思われる。賦にそうした意味があるのはもちろんのことであるが、一方賦にはつとに田租（田税）などを指す用法も生じている。これは賦と税との相通というよりもむしろ賦にときの政治権力が民衆にかける税役を総括するものとしての性格が生じた、という観点からとりあげるべきであろう。以下拡大された賦の用法をとりあげる。（厳密にいえば、とくに漢時代以降、田租に税としての芻蕘が存在する場合それを加えたものが田税となるのであろうが、本章では行論上田租と、それに税としての芻蕘が加わっている田税とあるいは加わっていない田税との区別をする必要が殆んどないので、田租と同じ意味で田税の語を使用する。なお、漢時代以降、租の語が単に（一般的な意味における）税を意味することもある。）

管見の及ぶ限りでは、それはまず田租を指すというところに現われてくる。荀子王制篇に、

王者之等賦、政事、財万物、所以養万民也。田野什一、関市幾而不征、山林沢梁、以時禁発而不税。相地而衰政、理道之遠近而致貢、通流財物粟米、無有滯留、使相帰移也。：是王者之法也。

とある。さきの政は正す、あとの政は税、財は裁す、の意味である。これはいわば古の理想郷を述べたものであるが、そこでは賦に什一の田租が入っている。これはもちろん私有田の収穫高の $\frac{1}{10}$ の田租を意味する。

また、孟子滕文公上に、

（滕文公）使畢戦問井地。孟子曰、：夫滕壤地褊小。将為君子焉。将為野人焉。無君子莫治野人。無野人莫養君子。請野九一而助、國中什一使自賦。卿以下必有圭田五十畝。余夫二十五畝。死徙無出郷。郷田同井、出入相友、守望相助、疾病相扶持、則百姓親睦。方里而井。井九百畝。其中為公田。八家皆私百畝、同養公田。公田畢、然後敢治私事。所以別野人也。此其大略也。若夫濶沢之、則在君与子矣。

とある。ここでは郷単位の村落共同体的生活が想定されているといえよう。また、右の助、賦は動詞であるが、そこに同時に税としての助、賦が考えられているとして誤りなからう。ところで、右で井田制について述べてのち、「所以別野人也。」とある。これは田を耕し税を出して君子を養う農民 \parallel 野人が、國中（国城内）に住んで国城の近くの田を耕すものと、国城外の野 \parallel 野鄙にあつてその田を耕すものからなっているが、前者に（旧来同様）什一 \parallel $\frac{1}{10}$ の賦を納めさせる。それとは別に（

漢六朝の税役問題

新らしく、後者を対象として井田制をつくり彼らに九一 \parallel 一 $\frac{1}{9}$ の助を納めさせるようにする。それは野人を二つに別けるゆえんとなる、といった意味である。なお、「卿以下必有圭田五十畝」は直接的には右の井田制とは関係ないものである。「余夫二十五畝」は国中と野との両者の野人についていっているものであろう。

さて、孟子の井田制の場合、各農民は私田百畝の収穫をすべて私し、公田某畝に労力を提供してその収穫を税とする。それが一 $\frac{1}{9}$ の助の税となるわけであるが、その一 $\frac{1}{9}$ は公田の収穫高の一 $\frac{1}{9}$ ではない。公田の収穫を全部公に納め、しかもそれが一 $\frac{1}{9}$ の税となるのである。そのことは一 $\frac{1}{9}$ の税を公田と私田との両者の耕作全体のなかで理解すべきを察せしめるに足る。そうすると一 $\frac{1}{9}$ の税についてはつぎのような計算をしなければならぬ。その公田は「公田百畝を八で割った」十二畝半であり、各農民は公田と私田との合計百十二畝半についてその収穫高の一 $\frac{1}{9}$ を助の税とすべきである。この際一畝あたりの収穫高は公田、私田の別にかかわらず同額としてよいから、その収穫高の一 $\frac{1}{9}$ の税というのは「公田十私田」の広さの一 $\frac{1}{9}$ が公田の広さと一致する際に成立する。いま具体的に考えると、それは $\frac{12.5}{112.5} \parallel \frac{1}{9}$ となって現実に成立可能である。このように理解してきた際、野の農民の住居はどうなるのかという疑問が生ずる。旧来、通常公田に住居（五畝の宅）をおくという理解がなされてきたが、右のように考える限りそれを公田におくべきではない。なお、住居を公田におくべきでないということはその公田の性格に鑑みても明かである。すなわち、元来右の公田の田は耕地の意味とすべく、そこに宅地を含むことはありえないのである。（周礼に見える井田制は孟子のものとは随分違っている。しかし、そこにあっても田中に住居をおくことといったことはない。）ところで、右に「死徙無出郷。郷田同井。」とある。これは同井の八家が同じ井の田を耕作すると同時に、集落としての郷をも同じくすることを示しているが、この郷はかくて井田の外にあることになる。①

なお、孟子梁惠王下に、孟子が、

昔文王之治岐也、耕作九一。

といている。文王が岐を治めていたときのことは、別に孟子尽心上に、

百畝之田、匹夫耕之、八口之家、可以無飢矣。所謂西伯善養老者、制田里、教之樹畜、導其妻子、使養其老。（下略）

と見える。その時期は殷末であるが、孟子は、つぎにふれるように、殷では助 \parallel 藉の什一の税が行われていたとしている。右ではそれにもかかわらず（のちの）文王の治下、田里で九一が行われていたとしている。これについては、孟子が、ともに助

井藉が行われていたにしても、その什一が国中に住む農民のもので、野井田里では九一であったという理解を示し、そこに彼の野において九一たらしめようとする井田制の権威づけをしたとすべきであろう。

さて、孟子は周知のように夏には貢、殷には助井藉、周には徹の税（田租）がある。それらは何れも什一の税である。地を治め民にとる税法は助を善とし、貢を悪とする、としている。その貢は私田の数年間の収穫の平均 $\frac{1}{10}$ をとるものであり、徹は私田の（毎年）の収穫の $\frac{1}{10}$ をとるものであり、助井藉は公田と私田との関連において（公田の全収穫として） $\frac{1}{10}$ をとるものである。（この際、その耕地の地割りには不明である。）なお、そうした際の私田は私有田を意味するが、（たとえ殷のまゝに夏が存在するとしても）夏に私有田があったとはとうてい考えられない。殷についても同様である。蓋し孟子は当時公田のほかには私有田が多数存在していたことを頭において右の夏、殷にも私田井藉私有田があるとしたのであろう。何れにしても、孟子の説く賦は軍事とは直接関係のない純然たる私有田の田租である。（孟子がその井田制を野に行おうとした際、当時国城の規模が大きくなって城外の農民を收容するようになる反面、あるいは他国の民衆を招き、あるいは旧来の民衆の一部を移住させて城外の地の開墾に従事させ、以て新集落をつくる動きが生じたことが恐らくは大きく関連しているであろう。）

初租禾。

とある。また、史記商君伝に、秦の孝公のもとで商鞅が行ったその初期の改革について、

民有二男以上、不分異者、倍其賦。

とある。また、孝公の十二年（西紀前三五〇年）の商鞅の改革について、

為田開阡陌、封疆。而賦稅平。（下略）

とある。また、史記秦紀孝公十四年（西紀前三四八年）の条に、

初為賦。

とある。史料が乏しいだけに春秋戦国時代の諸国の改革はある程度類推せざるをえないが、第一の史料は、左氏伝宣公十五年（西紀前五九四年）の経の「初稅畝。」とあるのと対比すべきもので、新たに被支配氏族の田に税をかけたのをいっていると考えられる。つぎに第三の史料であるが、戦国時代賦に田租を指す用法が生じていることを考えると、それは公田と私有田と

漢六朝の税役問題

を治めるため（現実には即して言えば、とくに後者を拡大する手段として）、東西、南北に走る大道である阡陌を設け、その阡陌に（田の境界を示すための）盛り土をした。そこでは田租が公平であった、という意味となる。つきに第二の史料であるが、その二男以上というのは、壮年男子となったものについていっているはずべきであろう。さきに示した理解に従うと、秦では旧来無税の農民の田に改めて税（賦）をかけてからこのときまでに約五十年たっている。それだけに当時すでに農民対象に兵器などを出させる賦が生じていたとしてよからう。それと商鞅が個人身身的支配を強くおし出していることをあわせ考えた際、その賦は（各壮年男子を対象として）兵器を出させる賦を意味する。とすべきことにならう。最後に第四の史料であるが、後に述べるように、董仲舒は商鞅のとき人頭税としての口賦を始めたとしている。蓋し第四の史料の賦は人頭税であろう。②

論を進めよう。すでに見たように、家産国家時代、軍賦だけでなく田租や人頭税も亦賦であった。ところで、第二節でふれるように、漢初人頭税としての算賦はもと徭役（軍役を含む）を「本体」とするが、それを銭に折したものの、という性格をもっていた。また、管子乗馬篇に「亦有関市之賦。黄金百鎰為一篋。」とある。これは関市の税を賦とするものであるが、乗馬篇は戦国末政治思想家の作ったものとされている（『管子探源』）。こうした点に留意すると、少なくとも後期の家産国家時代にあつては賦が税役の何れをも意味したことが想定されよう。すなわち、かつて氏族制時代賦は兵車を意味するものとして出現したが、家産国家が展開し、その君主が全版図の土地、民衆を直接的に支配するようになると、賦は民衆（個人）を対象に出させる軍事上の賦（軍役を含む）、土地の用益権所有（いわゆる私有）にかけるもの、人頭税、徭役、関市の税を指すように拡大したということになる。つまり、そこでは賦が税役そのものを指すようになったと解される。ところで、（ほぼ前漢の武帝のころ以降、次第に）家産国家の状態を脱し、国家権力の強化を通じて、国家権力を「代表」するものとしての天子の地位を確立するという形態が現われてくるようになって、賦が税役を意味するという点に変わりはなかった。いまその若干の部分を瞥見してみよう。

まず田租（田税）を賦ということについてであるが、後漢時代にできた説文解字（第七篇）に、「租、田賦也。」とあつて、田租が賦であるとしている。なお、家産国家の時期のものであるが、漢書文帝紀十三年六月の条に、「詔曰、農天下之本。務莫大焉。今瘠身從事、而有租稅之賦。是為本末者毋以異。其於勸農之道未備。其餘田之租稅。（下略）」とある。顔師古の注

に「奇曰、本、農也。末、賈也。言農与賈俱出租無異。故除田租。」とあるが、これは農民の田租という賦を除いたのを示している。また、漢書貢禹伝に、「(前略)禹奏言、古者：什一而税、亡厄賦斂。」とある。貢禹の言は元帝のときなされたものであるが、これは田租を賦斂とするもの(少なくとも田租を賦斂に含まれるとするもの)である。

つぎに関梁、符伝や市における税を賦とすることについてであるが、後漢書南蛮伝に、槃瓠の子孫について、「以先父有功母帝之女、田作賈販、無関梁符伝租税之賦。」とある。李賢の注に「優寵之故、蠲其賦役。」とあるが、右は田作に対して租税という賦を免じ、賈販に対して関梁と符伝との賦を免じたのを示している。ところで、右は関梁の税を賦といたったことを物語っているが、さきにふれたように、戦国末に作られたといわれる管子乘馬篇では関市の税を賦といている。また、周礼大宰に、関市之賦が山沢之賦などと並んで見える。周礼の成初期は必ずしも明かでないが、しかし、何れにしてもそれらは漢時代を通じ関市の税が賦といわれたことを示唆しているとしてよからう。

つぎに人頭税を賦とすることについてであるが、おそくとも宣帝のころ以降、人頭税としての算賦が徭役を「本体」とすることはなくなり、いわゆる人頭税そのものとなった。漢時代この算賦は引続き存在している。

つぎに徭役を賦とすることについてであるが、漢時代を通じ基本的な徭役は更賦とよばれる。この更という名称は、それが戍辺の徭役(軍役)と正の徭役と更卒の徭役との三種類の徭役からなっており、壮丁が更る更るそれに就く建て前になつたところに出たと思われるが、それが賦であったのは、更賦という名称が自ら証明している。

さて、漢時代を通じ民衆にかける負担は税と徭役とであるが、さきに見たように税には賦とよばれるものが多い。それだけに一般的な用法として税を賦とすることがあった。後漢書章帝紀の論に、「(章帝)平徭簡賦、而人頼其慶。」とあり、後漢書龐参伝に、「(龐参)使其子俊上書曰、：休徭役以助其時、止煩賦以益其財。」とあるのはその例である。なお、第二節で漢書食貨志に見える、董仲舒が武帝に対し行った上言を引用するが、そこに「薄賦斂、省徭役」とある。この賦斂はそのまゝに記されている「田租口賦塩鉄之税」に該当し、その徭役はそのまゝに出ている三種類の徭役(Ⅱ更賦)に該当する。一方、徭役も亦賦であるだけに、税を田租で代表させ、徭役を更賦で代表させ、両者を対比的に述べることや、田租と更賦と人頭税としての(口錢・算賦Ⅱ)口算とを並列することもあった。後漢書仲長統伝に、昌言の一部として、「今田無常主、民無常居。吏食日稟、禄班未定。可為法制、画一定科、租税十一、更賦如旧。」とある。この十一の租税は明かに田租を指す。これは前

者の例である。後漢書安帝紀元初元年十月の条に、「詔、除三輔田租更賦口算。」とあるのは後者の例である。

ちなみに、漢書食貨志に井田制について述べ、そのなかに、「有賦有税。税、謂公田什一及工商衡虞之入也。賦、共車馬兵甲士徒之役、充実府庫賜予之用。税、給郊社宗廟百神之祀天子奉養百官祿食庶事之費。」とある。これは漢書刑法志に、「因井田而制軍賦。…有税有賦。税以足食、賦以足兵。」とあるのと相応するものである。こうした賦は軍役と軍需品とを意味する。ここでは軍賦の賦と田租などの税とが対比した形で記されている。右は直接的に漢時代のことを述べているものではないが、いままで見てきたところから、漢時代賦に軍役と軍需品とを意味する場合のあったのは十分想定できる。また、前漢紀に、漢の恵帝の詔と思われるものをのせ、そこに、「吏六百石已上及故二千石家、唯給軍賦、役無有所予。」とある。この軍賦は系譜的には右の賦の流れを汲むもので、主として辺戍の徭役（現実には通常「代役」錢として三百錢を支払う）を指すと考えられる。（右の役は他の誤り。）

最後に総括的に税役全体を意味する賦についてであるが、塩鉄論擊之篇に、「文学曰、異時具官修輕賦、公用饒、人富給。其後保胡越、通四夷、費用不足。於是興利官、算車舡、以訾助辺。贖罪告緡、与人以患矣。甲士死於軍旅、中士罷於輶漕。仍之以科適、吏徵發極矣。其勞而息之、極而反本、古之道也。雖舜禹興、不能易也。」とある。この甲士は戍辺の徭役に出ているものであり、中士の輶運に任ずるものは更卒の徭役に出ているものである。異時とは武帝のときよりもまえをいう。右の賦は車舡の税、財産税などを含みうべく、またその輕賦は文章全体から見れば税役全体の賦を軽くすることと考えるべきである。つまり、この賦は本末算賦、租賦、更賦など賦課のすべてを指すとすべきである。さきに見たところをあわせ考えると、こうした賦の用法は当然、以後漢一代を通じて存在していたとされよう。

なお、すでに第三章で述べたように、戦国諸侯は家産国家の長としての支配権力をもち、その線で全版図の土地・民衆を支配していた。そこでは税制上、諸侯の私的個人的な権勢から権力機構としての国家権力が十分に分離しておらず、むしろ前者に重点があったことが考えられる。ところで、ほぼ前漢の武帝のころ以降、権力機構としての国家権力を強化し、そこにその長としての天子の権勢を強化するという動きが強まってくる。（その新しい動きが強まってきた際、かつて諸侯の家産国家が強化されて呉楚七国の乱が生じたことへの反省、対匈奴戦争による国家の質的強化要請などが関係したと思われる。）後漢時代には国家権力の確立のなかにその頂点にある天子の支配権力が強化される、という形態が一応成立するが、そこでは「国

家「天子」が全国の土地の所有者となり、(いわゆる帝室財政との区別はなくなつて、) 国家の財政は国家財政に統一される。以下、そうした変化の一端を瞥見してみよう。まず土地所有面についてであるが、家産国家にあっては、諸侯なり天子なりはいわば個人として全国の土地の所有者となる。一方後漢時代の新しい形態にあっては「国家「天子」が全国の土地の所有者となる。前者から後者への過渡期にあっては、前者の性格は天子(個人)のいわゆる私有地(「菽沢」、公田など)に残るが、それにあつても、その私有というものは、「国家「天子」が全国の土地の所有権をもつことを前提とする) 用益権の所有として理解される。つまり、そこでは、民衆のいわゆる私有地の所有は本質的には用益権の所有となるが、「国家「天子」はその用益権の所有に対し税をかける。一方天子のいわゆる私有地(「菽沢」、公田など)の所有も亦本質的には用益権の所有となるが、天子が他人にそれを使用させるときは天子がそれに飯をかける、という形になる。ところで、武帝のつぎの昭帝のとき、すでに第三章で見たように、(旧来天子が私的な用益権をもつものとしてそれを民衆に貸し、それから飯をとつていた) 公田(の幾分か)をやめてその用益権を民衆に与え、それから税をとるべきであるという意見が出されている。これが実行されることはなかつたが、そうした意見が公的な場に出されたこと自体土地の所有権をめぐる時代の流れを考える上で重要である。

つぎに財政面であるが、秦の始皇帝のとき少府は天子の私養にあてる山海池沢(「菽沢」)の税収入をえるとともに、国家権力をささえる軍事目的税としての人頭税をもその収入としていた。これは税制上、諸侯のもつ私的な権勢から権力機構としての国家権力が十分に分離しておらないことの一証となる。ところで、漢に入つてからいわゆる帝室財政と国家財政との区別があつたが、そこでは国家財政の帝室財政からの分離は一応確立していたといえる。さて、漢書元帝紀初元元年四月の条の詔に、

閩東今年穀不登。民多困乏。其令郡国被害甚者、毋出租賦。江海陂湖園池属少府者、以假貧民、勿租賦。

とある。元帝は昭帝のつぎのつぎの天子である。ここでは天子がその私有地である江海など(つまり「菽沢」)を使用させることを仮する、としているが、これは本来天子がそこから飯をとるべきこと及びそれが(当時)租賦であつたことを察せしめるに足る。そうした際、公田の飯も当然租賦として示されることにならう。ところで、右はそうしたものの(飯)と民衆の私有地にかける税とを一本化した表現をとつて、ともに租賦としているわけであるが、この際すでに武帝・昭帝のころ以降家産国

漢六朝の税役問題

家的残滓をもつ天子の私有地 \parallel 直轄地にあつても、その用益権が「国家 \parallel 天子」のもつ土地の用益権に「吸収」されるべき志向性が窺われること（第三章参照）を想起すると、右は国家財政がむしろ帝室財政を「吸収」すべき方向をもっていた、という線にそつて理解すべきことにならう。さて、後漢書百官志三の本注に、「承秦、凡山沢陂池之税、名曰禁錢。属少府。世祖改属司農。」とあるが、後漢に入ると「陂沢」の税は改めて大司農に入る事になった。後漢時代国家の財政が大司農に統一されたのは周知の通りであるが、ここでは公田の税も亦大司農に入る事になる。③

ここで以上述べたことに関連するいくつかの点に簡単にふれておく。(A)前漢時代、武帝の死後、内朝、外朝の問題が生ずるが、それは右に一端を見たような政治権力構造の変質過程における一つの産物として理解すべきである。(この点と、秦時代少府のなかにあつた尚書が、漢時代それから出て次第に国政を握るようになって行く過程との考察はあとの章で行う。)(B)後漢時代にあつても「陂沢」の仮は存在する。例えば後漢書和帝紀永元五年九月の条に、「(前略)其官有陂池、令得采取、勿收假税二歳。」とある。この李賢注に、「假、猶租賃。」とあるが、この假税は国家が直接用益権をもつ土地からとりたてた借貸料である。(こうした際、かつて塩鉄論争に見えたような仮と税との対比は存在しえない。つまり、ここでは仮と税とは一本化しえる。)(C)魏時代、度支・典農両屯田の収入はともに尚書省に入った。(度屯屯田は度支尚書の直營であり、典農屯田は大司農が屯田の收穫保管までのことに任ずる。)(D)その屯田地が天子の私有地であつたとは考えがたい。これも亦天子が用益権をもつ田として理解すべきである。(E)四図式的にいうと、公田(と称されるもの)の性格・内容はつぎのように変化している。始めは(氏族の長としての)諸侯 \parallel 公のもつ田であり、ついで家産国家の長としての諸侯・天子の私有地 \parallel 直轄地となり、のち、とくに北朝においては国有地(国家が用益権までもつ田)の事となる。孟子の公田は始めの公田における経営形態としての、農民が公田を耕作してその全收穫を公に納め、一方その氏族の田の全收穫を私するという点と、第二の公田の性格とを結びつけたものである。(F)六朝時代(以後)賦(の語)は、あるいは制度的なものとして、あるいは一般的なものとして盛んに用いられている。それらはもちろんそれぞれに歴史的意義をもつものである。しかしその語が漢時代までのような、歴史の展開そのものの一環としての意義を見せることはない。

二 漢時代の徭役

戦国時代以降政治権力がすべての民衆を壮年の男子乃至その夫婦を中心に把握してきたことの一つの帰結点として、漢時代における民衆にかける徭役の均質性がある。それは国家権力の質的強化が次第に顕わになっても変りはなかった。なお、そこでは右に応ずるものとして、集落の基本秩序が（男子の）年齢秩序として理解されることがあげられる。こうしたものであるだけに、その集落における父子は、封鎖的な父子関係を構成するのではなく、一面で各個人として集落秩序の年齢秩序を担うべく、緩やかな父子集団を構成する。

(a) 徭役の基本体系

徭役面における民衆の均質性（天子の一族と賤民とを除く）の一端は、（原則的に）宰相の子であっても、当時の国家の基本的徭役である軍役免除がなかったところに示されているが、そうした徭役の考察を進める上で問題になるのは漢時代の徭役体系である。漢時代の徭役制度は部分的には明かになっているところも多いが、中心となる体系そのものに関しては見解の一致を見ていない。さて、漢書食貨志に董仲舒が漢の武帝に対し行った、徭役などに関する上言（以下、「上言」という。）をのせている。旧来その「上言」は住々部分的にとりあげられ、またときとして文字を改訂して読まれている。しかしここでは「上言」を全体としてとりあげ、かつその記述をできる限り文字を改訂しないでそのまま読むことによって、「上言」の時期を中心とする漢時代の徭役体系の骨組みを考えることにする。

「上言」の全文はつぎの通りである。

又言、(A)古者税民、不過什一。其求易共。(B)使民不過三日。其力易足。(C)民財内足以養老尽孝。外足以事上共税、下足以畜妻子極愛。(D)至秦則不然。用商鞅之法、改帝王之制、除井田、民得売買。富者田連仞佰。貧者亡立錐之地。又顛川沢之利、管山林之饒、荒淫越制、踰侈以相高。邑有人君之尊、里有公侯之富。小民安得不困。(E)又加月為更卒、已復為正。一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古。(F)田租口賦塩鉄之利、二十倍於古。(G)或耕豪民之田、見稅什五。故貧民常衣牛馬之衣、而食犬彘之食。重以貪暴之吏。刑戮妄加、民愁亡聊。亡逃山林、輒為盜賊。赭衣半道、斷獄歲以千萬數。(H)漢興、循而未

漢六朝の税役問題

漢六朝の税役問題

改。古井田法、雖難卒行、宜少近古、限民名田、以澹不足、塞并兼之路、塩鉄皆歸於民、去奴婢、除專殺之威、薄賦斂、省徭役、以寬民力。然後可善治也。

まずこの記事の構成について考えるに、(A)、(B)、(C)は古の井田制下の状態をとりあげたもので、(A)はそこで什一の税が行われたこと、(B)はそこで民を使うのが一年に三日に過ぎなかったこと、を述べ、(C)は(A)、(B)の結果として、民がその生活を楽しんだことを述べている。(C)、(B)、(A)は全体的にいうと、秦ではつとに戦国時代商鞅の法を用いて井田制を廃止し土地の私有を認めた(税制、徭役制もそれとともに変化した)が、そのため民衆の生活が苦しくなったとしているものである。個々についていうと(C)はその結果を先に述べたものであり、(B)は井田制時代の一年に三日の徭役の後身の徭役に更卒、正の徭役が加わり、その総額が古の一年に三日の三十倍(つまり、九十日≡三箇月)になったことを述べたものであり、(A)は(古と税制が変わったが、)税の総額が古の什一の税額の二十倍になったこと、を述べたものである。この(C)、(B)、(A)はそれぞれ(C)、(B)、(A)と対応すべきものである。なお(A)の「塩鉄之利」は「塩鉄之税」の誤りである。

右は基本的に(A)、(B)、(C)、(D)という順序をもつ文章において(A)が(D)にかかり(B)が(C)にかかる形をとるものである。基本的にこうした形をとるものや、基本的に(A)、(B)、(C)、(D)という順序をもつ文章において(A)が(C)にかかり(B)が(D)にかかる形をとるものは、漢六朝の文型としては別に珍しいものではない。

さて、(B)には「又加」とあるが、「又加」とある以上、もともと存在しているものがあり、そこに「月為更卒、已復(月)為正。一歳屯戍、一歳力役。」が加わったとすべきである。このもともとあったもの(基本の徭役)は当然(B)の徭役の後身とすることになる。ところで、これは(A)、(B)、(C)、(D)、(E)という順序をもつ文章のなかの(B)の内部のものである。それだけに(B)の「月為更卒」は「一歳力役」にかかり、「已復(月)為正」は「一歳屯戍」にかかるべきである。要するに、(B)は(B)の徭役の後身に服する日数に、月もて更卒となること(一箇月≡三十日だけ更卒となること)と月もて正となること(一箇月≡三十日だけ正となること)とが加わるが、(B)の徭役の後身に服する日数とその更卒の力役(徭役の一種)日数と正の屯戍(徭役の一種)日数とが一年単位で計算した際、(B)の徭役の一年に三日の三十倍つまり九十日≡三箇月になる、ということをして計算するのである。そうすると、(B)の徭役の後身は秦にあっては三十日≡一箇月に増加していることになる。なお、こうした計算をする場合、現実には長期にわたって就役することを(何らかの基準によって)一年単位に計算しなおしたものを含み

えるであろうが、少なくとも㉑にあつては、更卒と正とは原則として一年間に一箇月〓三十日の徭役であるとしておすべきである。また、董仲舒は㉑において秦時代の民の生活の苦しさとしてそれによる世の中の荒廃ぶりを述べているが、これはいわば㉑、㉒、㉓の補足的説明といえよう。

さて、㉑は「上言」の眼目というべきものであるが、董仲舒はそこで漢になつても秦のときの㉑以下の状態が改められていないとして、古の状態に近づくことを提示し、その線にそつて、土地制度の改革、塩鉄専売の廃止、賦斂を薄くすること、徭役（その全体）を省すことなどを述べているのである。この賦斂を薄くするのは当然㉑の古の什一に近づくことであらうし、徭役を省すというのは、㉒の後身の徭役と更卒と正との三者の就役日数を減すということであらう。なお、㉑に対する㉒にあつては、「又加」といった類の表現はない。しかし、これについては、㉑に対する㉒の表現と違つて、㉓の表現が、㉑の系統の税に新たに他の税を加える、といった形をとっていないのであるから、そこに「又加」といった類の表現がない方がむしろ自然である、という観点から理解すべきであらう。

このように見てくると、董仲舒は「上言」当時の徭役体系に関し、基本的に㉑の後身の徭役と更卒の徭役と正の徭役とがある、一年単位で計算するとそれぞれが三十日〓一箇月となり、その合計が九十日〓三箇月になる、としておることになる。そこに彼なりの若干の読みかえがあるにしても、またその説く井田制に儒家の粉飾があるにしても、その徭役体系はそれがその当時のことを述べているだけに、基本的に承認すべきであらう。右以後、後漢時代になつても徭役体系そのものにさしたる変化はなかつたようである。

さて、あとで述べるように漢時代田租は軽かつたが、民衆の負担として徭役は極めて重いものであつた。ところで、戍辺の徭役、更卒の徭役はもしそれに出なければそれぞれ錢三百を納めるべきであつた。これは正の徭役についても同様であらう。そうすると更賦は一応錢九百に相当することになる。一方、壮年男女の人头税である算賦は一算で錢百二十である。それだけに一般民衆の壮年男子の負担は（一般的な場合）更賦の方が人头税よりも重かつたといえよう。なお、更賦の対象となる年齢一十六歳一が終ると羨卒となる。羨卒は（一応）六十歳まで輓輸などの軽い徭役に就くが、のちそれをも免除される。④

漢六朝の税役問題

(b) 人頭税

漢時代の人頭税には年少の男女を対象とする口銭と壮年の男女を対象とする算賦とある。両者を合せて口算ということもある。口銭はさきには二十銭で天子の私用に供すべく少府に入った。のち武帝のとき外征の費用がふえたため民衆に重い賦をかけたが、その一環として、口銭をかける年齢を三歳にひき下げ（旧来の年齢は不明。）かつ軍事費にあてるべく大司農に入れる三銭をました。元帝のときその三歳は七歳にひき上げられたが、二十三銭という額に変わりはなかった。このとき二十三銭をかけられる年齢は十四歳までであった。

漢時代の算賦は高租の四年に始めて設けられたものであるが、（口銭が十四歳までかけられる時期にあつては）十五歳から五十六歳までの壮年の男女を対象とし、一算は銭百二十であった。これは軍事目的税である。ところで、秦では商鞅の改革のとき人頭税（口賦）が設けられたとしてよからうが、秦の人頭税にはその始めがいつかわからないが、男女を対象とし、かつその税目が算であり、その税額の単位が（一）算のものがあつた。（それは商鞅の創めた人頭税のものであつたかも知れない。）何れにしてもこれは右の算賦の源流をなすものであろう。さて、漢初算賦は事であつたが、のち単なる税の一つとなつた。漢六朝の事は徭役（軍役を含む）を意味する。それだけに算賦はもと徭役（軍役を含む）を「本体」とするが、それを銭に折したのも、という性格をもっていたとすべきである。ところで、秦にあつては壮年の女子も亦（その個別人身的支配の一環として）軍役の対象となつていた。漢初徭役の一部が現実に銭納される、という形で算賦が出現した際、壮年の女子については右にあげたことが何らかの形で大きく影響したといえるのではなからうか。（後漢時代になると更賦の三種類の役全体、あるいはそのうちのどれかの銭納ということもかなり普遍化するようである。）なお、農民がどうしても銭納できなかった場合、算賦の穀物納を認めたこともあつたようであるが、この点は今後さらに追求すべきである。

さて、漢時代の二十二銭の貨銭が正しくは二十三銭であり、かつそれは口銭のことであるという説を段玉裁が出して以来、それが一般的に信じられていた。しかし、それが二十三銭であるという点が正しいにしても、貨銭は口銭のことではない。貨銭は壮年の身体障害者で徭役に出不れぬものにかける罰銭である。この貨銭の存在は漢の政治体制との関連において見るべきである。漢の国家が全民衆（この際は壮年男子）を個別的均質的に把握しその上に権力の基盤をおく以上、その把握に応た

ええなものには何らかの罰を与えるべきである。貨錢を罰錢とする（説文解字第六篇）のは蓋しそうしたところに出ているのであろう。

三 漢時代の田租額

漢では高祖のとき田租を收穫高の $\frac{1}{15}$ と定めた。一時これを増したこともあったが、恵帝即位後旧に復した。文帝はその二年及び十二年にそれぞれの年限りで $\frac{1}{30}$ とした。十三年には全廃をうち出したが実際は必ずしも田租の全面的廃止ではなかった。のち景帝が即位すると $\frac{1}{30}$ としている。後漢の初期 $\frac{1}{10}$ としたこともあるが、やがて $\frac{1}{30}$ と改め以後改変することがなかった。ところで、漢時代の田租についてはすでに同時代にそれが大約 $\frac{1}{100}$ であったことが説かれている。荀悦の前漢紀の記述（「 $\frac{1}{100}$ 而税」）がそれである。近年紙屋正和氏がその点をとりあげ、かつて一畝百步制（以下、旧畝制という）のとき $\frac{1}{30}$ であったが、その畝制が武帝のとき一畝二百四十步制（以下、新畝制という）に改められたにもかかわらず旧来の旧畝対象、 $\frac{1}{30}$ の田租をその新畝制にあてはめたため、新畝制において大約 $\frac{1}{100}$ となったこと、及びそれが対外戦争による農民の疲弊、流亡などを防ぐ一手段であったことを指摘された（『九州大学東洋史論集4』所収「漢時代の田租」）。

さて、新畝制については秦の孝公のもとで商鞅がそれを制定したという説がある。いまそれをとりあげてみよう。旧畝制にくらべ新畝制では一畝あたりの面積が二、四倍となるわけであるが、兩者ともに壮丁一人あたり百畝の耕作を理想とするだけに、もし商鞅のとき新畝制が制定されたのであれば、その前提として牛耕により一人あたりの可耕面積が飛躍的に増加したことを想定しなければならない。しかし、商鞅の改革時一般農民の使用した農具は牛耕より前の段階のもので、個別的耕作を基本としたと考えられる。また、牛耕は第一章で見たように人と牛と田との「集中」を必要とする。それは父子（共財）の家の構成を促進し維持することにもなっていく。しかし商鞅の分家策は父子（共財）の家を否定するものである。こうしたものであるだけに商鞅が新畝制を制定したとはなしがたい。ただし、のち秦にあっても大規模な牛耕が官田に見えるようになる。説文解字（第十三篇）に秦畝が「六尺一步、二百四十步」からなることを述べているが、それだけにおそくとも始皇帝のときすでに旧秦の地において新畝制が行われていたことが考えられる。なお、新畝制の畝は幅「六尺」、長さ「六尺×二四〇」という細長い形をとっていたのであろうが、粟原朋信氏の研究（『秦漢史の研究』所収「史記の秦始皇本紀に関する二・三の研究

漢六朝の税役問題

「」によると、始皇帝のとき十二が聖数であった。二百四十はその聖数を二十倍したものであろう。こうしたことに関連して始皇帝が孝道を説いたのに注目すべきである。(商君書における畝制は旧畝制であると考えられる。)

ところで、漢王朝はもともと基本的に旧畝制をとっていた。塩鉄論末通篇に武帝が(全国対象に)新畝制を制定したとあり、これが武帝の新畝制定説の根拠となっているが、この際も旧畝制が基準となっていてことに変りはない。塩鉄論の記事は現実の田租徴収にあたり、計算上新畝制における畝(の広さ)を基準としたのを意味するに過ぎない。つまり、武帝の改変は、建て前上旧畝制を基準としかつその田租を旧来同様畝対象 $1/30$ としながらも、実際の田租徴収においてその対象とする一畝(の広さ)を新畝制の一畝(の広さ)とした、という観点から理解すべきである。その税額は計算上 $1/30 \times 1/24 \parallel 1/72$ となる。ただし、その $1/72$ は定率ではなく、数年間の平均をとって定めた定額となる。いったん生じた(理論上)収獲高の $1/72$ の税額(定額)は新旧両畝制の何れの土地にあっても適用される。御史が武帝の仁政とするのはこうした大幅減税に注目しそれをたたえてのことである。前漢紀の「百一而税」は右の $1/72$ の田租の大多数のことである。右の改変は実質上極めて大幅な減税となるが、建て前そのものの改変ではない。史記、漢書に右が記されていないのはそうした観点からみるべきであろう。しかし、もともと牛耕と関連して秦の地に始まったと思われる新畝制は、以後(華北において)牛耕の普及とともに次第に広まり、いつしか旧畝制にとって代るようになった。(「上言」の田租に関する記述には、董仲舒が新旧両畝制について独自の解釈をほどこした局面がある。―拙稿、「一畝二百四十歩制をめぐって」―)

四 魏晋南朝の税役

魏晋南朝の税役の基調を漢時代のそれと対比した際、新たに政治身分にともなう特権的措置がいろいろな面で現われること、どちらかという個人(壮丁)よりも(戸籍制度上の)戸 \parallel 家を中心となること、戸 \parallel 家対象に貧富の差に応じた税が生じていることなどが特色としてあげられる。(ただし、南朝後半には均質的な租調が現われてくる。これについては第六節でふれる。)こうしたことは均質的な民衆把握の基調が社会の進展につれて変化したということにもなる。さて、魏晋南朝―六朝の税役制とくに税制を問題とする際留意すべきことがある。それはそれぞれの面がある程度の独自性をもって漢時代とはやや感じが違って、それぞれの面が戸 \parallel 家の負担なり個人の負担なりのなかで相互にかなり強く関連していることである。それ

だけにある一つの税目をとりあげてその変化を追うといったことをする場合であっても、往々全体像が問題となってくる。そうした点があることと史料が極端に少ない局面が多いことのため、魏晋南朝―六朝の税役についての考察はある程度試行錯誤的な面がともなうのを避けえない。

(a) 魏晋時代の田租額

魏西晋時代にあっても大約 $\frac{1}{100}$ の極めて低い田租額に变りはなかったと考えられる。同時代国家財政が主として屯田（なりその後身なり）からの収入によってまかなわれていたのはそれと裏表の関係にあるとすべきである。しかし右の田租額は東晋時代に改変される。いまそれを取りあげてみよう。晋書食貨志に、

咸和五年（西紀三三〇年）、成帝始度百姓田、取十分之一。率畝税米三升。

とある。この「三升」は当時の水稻の收穫高を考えた際「三斗」の誤りとすべきである。咸和二年から四年にかけて蘇峻・祖約の乱があったため、宮殿が焼け中央政府の貯備が空しくなったが、その善後策として焼失した戸籍の再編製と右の度田収租制とがはじめられたのである。古くから $\frac{1}{10}$ の田租は古の聖王の定めたものであり、為政者のとつて範とすべきものである、という理解があったけれども、右の際現実の問題として旧来の約十倍もの重税をとるのが果して可能であったであろうかという疑問がわく。さて、右の「三斗」はのち「二升」（正しくは「二斗」）に減少されている。（隋書食貨志には東晋以降のある時期のこととして、「其田、畝税米二斗。」と記している。右がこれに該当する蓋然性は大きい。）孝武帝のときこの畝ごとに二斗の度田収租制をやめて王公以下につき口税米を三解、ついで五解とついている。口税米は在役者を除くものであるが、それだけにこの制度は一応壯年男子を対象とするものであると考えてよからう。いまそうした前提にたつて畝ごとに二斗とするものとこの三解とを対比してみた際、単純計算ではあるが田十五畝を所有する際同一の負担となる。当時一般農民が（無田のものを含め）全国平均何畝程度の田をもっていたのかわからないが、せいぜい十数畝から二十余畝程度であると予測しても大きいを外れることはなからう。（淮南子によつて考えると、前漢時代、牛耕より前の段階の農業を営んでいるものについて、農民一人あたり新畝制の十畝の広さを所有し耕作することを一応の基準とした場合があるといえる。また、最近発見された湖北江陵鳳凰山西漢墓出土の簡牘にあつては、そこに見える戸の平均所有耕地量は二十四畝である。―好並隆司氏、

漢六朝の税役問題

漢六朝の税役問題

湖北江陵鳳凰山西漢出土の十号墓竹木簡牘について「歴史学研究四三六一」そうすると、口税米制から遡って考えて畝ごとに二斗という田租はありえないものではなくなる。(以下、石、斛という表現を斛に統一する。)

さて、無田の貧民にとって口税米は大きい負担である。ところで、第六節でふれるように、南朝に入ってから丁男対象均額の(広義の)租米七解、丁女対象均額の(広義の)租米三、五解が生ずる。これは口税米制を遙かな一つの源流とするものであろうが、無田の貧民にもかけられている。なお、もし口税米制において丁男のほかに丁女に三解の半ば、つまり一、五解がかけられたにしても、(畝ごとに二斗という)度田収租制から口税米制への切りかえが可能であるという推定が否定されることはなからう。また、咸和二年の畝ごとに三斗という田租は大土地所有者にとって大きい負担増となる。ところで、当時最大の豪族集団は三呉の豪族集団である。しかし彼らも中原の北族勢力の南下を防ぐだけの實力をもっておらず、それだけに彼らもはや東晋政権から離反しようといったことを考えていない。むしろそのなかにあって少しでも有利な立場をえようとしている。これは蘇峻・祖約の乱後の処置時にあつても変りはなかった。さて、西晋の天下統一後、戸対象資産対応の税が設けられた。東晋に入っても戸の資産は申告の形で政府に把握されそれに対する税がかけられていた。南朝に入るとその重税であることが説かれているが、東晋時代どのように運営されていたのかはわからない。この税は田の所有額も勘案する。それだけに政治的支配者層に入っている豪族が新税制において右の制とのかねあいにおいて、不利にならないだけの処置をしたことは十分推測されよう。ちなみに、西晋平呉後、旧屯田である課田を耕作しないもの、無田のものに対し義米を人ごとに三解(遠ければ五斗、極めて遠ければ二十八文)かけている。東晋時代普遍的な形で義米の制があつたのを物語る史料は見当たらないが、かつて無田のものに義米三解の制があつたことを考えれば口税米制の田租額は必ずしも負担不可能なものではないとされよう。⑤

(b) 徭役

東晋南朝の徭役に関しては徭役免除にからむ諸問題がとくに重要である。いまそのうちのいくつかをとりあげる。

第一に白籍につけられたものの徭役免除についてであるが、西晋時代の戸籍は黄籍で、それに記されたものうち、庶民はすべて徭役をかけられた。東晋になると流寓者の戸籍として白籍が制定され、それに記されたものは庶民(三五門)であつても徭役を免除された。こうした白籍が制定された理由としては、北來の流寓貴族がその政治的優越性を守ることの一環として

「北人」という地縁性をおし出し、いわば征服者としての「北人」の底辺を揚げようとしたことや、（貴族を中核とする）南北の豪強がそのもとに入った人々を免役とし、以てそのものに対する封鎖的支配力を強めると同時にその労働力を自己に提供させようとしたが、その際、彼らを（制度的な・自己の戸籍に注記する）客とすること以外に、彼らの多くが北来の人であったことをふまえ、彼らを独立の戸籍につけつつも右の意図を達成しようとしたことなどが考えられよう。この白籍制度は黄籍の庶民の負担徭役量の増加と黄籍の庶民の流亡との悪循環を繰り返ささるべく機能した。（徭役負担という観点から見た際、東晋宋齊時代その庶民は一応三五門に限られる。）

第二に七条徴発に始まる徭役免除についてであるが、東晋末劉裕（のちの宋の武帝）は白籍制度を廃止し戸籍を黄籍に統一した。これは宋の武帝―宋の天子が、（対外的に南北の貴族らとともに政治的支配者となると同時に、）対内的に彼らへの優位を強めたのを示唆する。右以後庶民の徭役免除問題は暫く影をひそめることになる。それが再び歴史の表面に現われるのは、宋の元嘉二十七年北魏が来寇したとき南兖州で三五門徴発を行ったが、その際父祖伯叔兄弟が一定範囲の九品官に就いていたものの軍役徴発を免除することをうち出して以後である。（南朝ではこの徴発免除に関する規定を七条徴発といった。）この七条徴発出現の背景であるが、西晋末ごろ制定された族門制には次第に実情と合わない点が出てきた。その一つに江南において三五門層に階層分化が起り一部富裕な三五門が九品官に就くようになったことがあげられる。この九品官は必ずしも後門層の就くべきものに限定されることなく、次門層の就くべきものに及んだ。しかしその就官は単に彼らの名譽欲を満足させるだけのもので、彼らは退官後徭役をかけられた。そこでもちろん近親の徭役免除といったことはなかった。ところで、七条徴発が出されたのは国難の時期であり、それだけに一般的に例えば全三五門を対象にして（徭役のなかの）軍役をむしろ厳酷にかけるべきであった。それにもかかわらず七条徴発が出されたのは当時（九品官に就くような）一部三五門の勢力が極めて大きくなっていたからである、としか理解できない。以後九品官に就いた三五門の軍役免除（ひいてはより広い徭役免除）は全国に拡がった。さて、西晋時代いまだ族門制が制定されていないころ、九品官に就いたものに退官後の徭役免除（軍役免除を含む）を与えるだけでなく、一族にもそれを与える規定が制定された。その一族の免除は官品によって本人の三世（祖父及びその子孫）から九族（高祖及びその子孫）に及ぶものであった。この規定の一族の範囲には戸籍制度上の戸Ⅱ家の構成員の範囲をこえるものがある。それだけに官衙には免役に関する帳簿があったとすべきである。ところで、族門制制定以後右の徭

漢六朝の税役問題

役免除は後門層以上に適用され、三五門層は就官の機会そのものさえも与えられなかった。のち(例外的に)与えられたにしても、(退官後の)本人や一族の徭役免除は認められなかった。七条徵発によってその基本線が大きく変ったわけであるが、それは九品官に就官しそれによって(退官後の)本人や一族の徭役免除が認められたものが後門層(以上)に準じた取扱いをうけるようになったのを意味する。ところで、七条徵発が行われた元嘉二十七年から四年目の孝建元年、新たに書籍(の制)ができた。これは戸Ⅱ家の編成原則(兄弟の終世同籍)によって記載されている一族より外のものであっても、その戸Ⅱ家のものに免役権を与える人物がいる場合、その人物の名前、その就いた官職、その就官の年次、それと戸主との続きがらなどを戸籍に書き入れることである。七条徵発とこの書籍とは結局一部富裕な三五門のエネルギーに国家権力がおされたところに生じたものであるが、彼らはさらに(社会的実態としての)士人(通常、甲族層と次門層との構成者)との通婚によってその社会的地位を高めようとしてくる。ところで、いったん右の制度が設けられると、戸籍偽濫によって徭役(とくに軍役)を免がれようとする富裕な三五門が多くなってくる。なお、戸籍偽濫は本人だけのものも盛んであった。戸籍偽濫には一万銭かかるといわれているが、それをなした三五門も亦、公然と九品官に就いた三五門について富裕であったといえよう。

論を進めよう。宋の孝武帝の大明(孝建のつぎの年号が大明)以降斉初に至るまで、戸口が減少していかないにもかかわらず中央政府の財政は極端な赤字で政治の運営も困難であった。これはかなり特異な現象であるが、それについてはいくつかのことが想定される。その一は脱税である。貴族以下の士人に限らず、富裕な庶民にあっても九品官就官なり戸籍偽濫なりによって徭役免除を勝ちとるような勢にあってだけに、盛んに脱税を行ったことが十分考えられる。なお、宋齊時代戸の資産対応の税は重要な税目であったが、その税の性格から見てとくに富裕層の脱税が極めて多かったのが推測される。(その税の資産には、大明年間以降事実上有力者層の占有用益権所有が公認された「藪沢」が含まれる。)その二は戸籍偽濫にからむ役人の減少である。さまざまな形の戸籍偽濫によって徭役(とくに軍役)を免かれるものが多いとすれば、それだけ徵発の兵士がへることになり、募兵(豪強が將軍となった際その有籍の私従を募兵に応じさせた形をとるものを含む)が盛んとなる。この募兵の形による軍役は一般的にいつて大した苦痛ではなく、また軍勲をえて九品官となる機会があるため、貧しい庶民はむしろ進んでこれに応じている。これは事実上徭役廻避という面をもっている。こうした様態であるため中央、地方の徭役量は大幅に減少している。

ここで戸籍偽濫の改訂につとめた斉の武帝のときのことを見てみよう。斉では高帝が改訂につとめ武帝もそれを推進した。あとでふれる唐寓之の乱はその推進の間に起つたものである。ところで武帝の永明七年以降、官吏層に幹僮や郵を加える場合が眼につくようになる。幹僮とは雑役のうち官衙や官吏に支給すべきものであり、郵は雑役の代役錢たるべきものである。右は必ずや役人増加と相応じているものであろう。また、武帝の死亡時上庫に五億、齋庫に三億以上の錢が集められていた。当時揚州、南徐州その他で戸対象資産対応の税の幾分かを錢納させている。右の錢は恐らくこれが貯えられたのを主とするのであろう。これは武帝が国力の充実に力めたのを察せしめるものであるが、そうした点でさきの戸籍偽濫の改訂―役人増加と相応ずるところをもっている。ただし、武帝はその晩年末時代の戸籍の注をそのままとし、今後の不正を厳しく取締るといふ詔を出している。これは旧来のやりかたの退歩である。蓋し滔滔たる社会の流れに反する面をもつ戸籍偽濫の改訂はもはや旧来のやりかたでは如何ともなしがたくなってきたのであろう。以後斉時代戸籍偽濫は盛んに行われ、(実質的に)役人はますます減少して行った。

なお、斉の永明三年から四年にかけて唐寓之の乱が起つた。その主体は戸籍偽濫を行つて却籍されたものである。ところで、この乱には大きい欠陥があった。すなわち、却籍されたものとはほぼ似た階層は全国的に存在していたが、集落にはより上層で正規の途を通過して九品官になれるものもいたであらうし、また極貧で戸籍偽濫には関係のないものもいた。それだけに乱の中心人物たちは農民全体の支援乃至一体感をえることができなかったと考えられる。さらにいえば、右の戸籍偽濫はもともと当時の政治体制を肯定した上で支配者的特権をえようとしたところに生じたものである。それだけに底辺の人々を組み込んで新しい政治体制をつくることを志向するようなものではなかったのである。

梁の武帝は天監七年を頂点とするいわゆる天監の改革を行つた。この際の新しい方法によって旧来の役人減少問題、戸籍偽濫問題は一応解決できた。しかしそこにはまた新たな、事実上の徭役迴避問題が生ずる。その点はすでに第四章で述べた。

ここで門生の徭役免除にふれてみよう。漢時代有力者の権勢を自らの官界入り、それ以後の官達に利用しようとして、その門に多数門生が集まることがあった。しかし、晋南朝になって家格の固定化が進むと、諸人が門生として官達をえるといったことはなくなってくる。もちろん当時にあつても権勢者のもとに官吏志望の門生がいたが、宋齊時代についていえば、門生として推挙され官界に入るものは一応後門層、三五門層に限られる。それだけに士人が門生となることを通じて官界に入るとい

漢六朝の税役問題

ったことはない。しかし、南朝とくに宋齊時代には多数の門生がいた。そのなかには無学の高級武人の門生もいる。こうした門生が存在した理由として彼らが免役権をえようとしたことがあげられる。漢時代門生が免役となることとはなかったと考えられるが、六朝に入ると西晋時代門生が地方長官の徵発する徭役を免ぜられる場合が現われ、宋齊時代になると往々中央政府の徵発する徭役（軍役など）も亦これを免ぜられるに至った。こうした免役は、門生は師たる官吏について治国の学（經学）を学ぶものであるから、その達成を容易ならしめるため労働力を提供する徭役を免除する、という理由によって生じたと考えられる。ただし、富裕な商人が有力な官吏の門生となる場合、単に徭役免除を望むだけでなく、その師の権勢によって商行爲をなす上での便宜をえようとしたことをあわせ見るべきである。また、官吏が貧しい庶民を門生とした場合、何らかの形でその生活を「保証」する反面、公的な徭役が免除された分を師たる己れに提供させることがその大きい理由となることもあった。なお、右の門生をもちえる官吏は恐らく士人の就くべき官に就いた士人と、士人でなくてもかなりの地位に昇った武人であろう。以上見えてきた門生の免役は梁の天監の改革以後否定されたかも知れない。

(c) 商税・過税

東晋南朝の商税としては估税（売買に際し、商品の価額に応じて一定の率でかける税）と市税¹¹市調とがあり、そのほかに関津の過税もあった。市税と関津の過税とを合せて関市の税ともいった。（過税は商税ではないが、行論の便宜上商税とあわせ論ずる。）

天監の改革以前の南朝についていえば、中央政府で定められた予算は資費といった。各官衙には一年単位の資費があり、それには主として租、調があてられたと考えられる。その資費に長官以下の俸給が入っていたかどうかは不明であるが、ただ養兵費が入っていなかったのは間違いないところであろう。しかし、州鎮について見た際、少なくとも建て前のうえでその兵は常備し訓練しておく必要があり、それだけに多額の養兵費が不可欠とされた。それに充当されるものとしてまず屯田収入があげられるが、その他に地方税としての估税と市税とが想定される。東晋宋齊時代土地の肥瘦と州鎮勢力の大小とは必ずしも一致しない。交通の要衝ひいては商品流通の要地にある州鎮は、土地が必ずしも肥えていなくても往々大鎮となっている。州鎮と商業との結びつきはさまざまの形で現われているが、そのうち当時估税と市税とが地方税で州鎮長官（たる刺史）がそ

の税収入を地方財政収入としていたことは、現実には彼らが養兵費などに充たされることの多かつたのを察せしめるに足る。ところで、梁の天監の改革時それらは改めて国税とされている。梁の武帝は州鎮長官としての実力によって梁王朝を建てたのであるが、それだけに旧来の州鎮の実態はこれを知悉していた。武帝が天監の改革において中央集権をうち出した際の一環として估税と市税とを国税としたのは、旧来それが州鎮勢力の自立性を大きくささえていたことに鑑みての改善策として理解される。そこでは中央政府が改めて全国的規模と統一性をもつて養兵費を支給すべきことになった。(屯田経営はほぼ旧来通りに行われた。)ところで、とくに梁陳時代、王侯、貴族、地方長官などは園、屯、邸などの経営を盛んに行っているが、その収入が養兵費の不足を補うことも多かつたと考えられる。

さて、梁陳の国家権力は解離してしまいような要素をいくつももっていた。それにもかかわらず一応統一が保たれていたわけである。いまその統一に機能したものの一つとして支配者層の商業利潤の問題をとりあげてみよう。(漢時代や唐時代などと違って、)南朝にあつては文武の支配者層が商業利潤をえることは別に罪惡視されておらずそれだけに相当多数の文武の支配者層が直接的に商業を営んでいた。当時遠隔地商業はかなり盛んであったが、少なくとも梁の天監の改革以後、その場合を含んで、彼らの貨物、商行為に対し過税と市税が免除されていたと考えられる。そのことは彼らに広範な領域をもつ統一国家の存続を期待させたに相違ない。ちなみに、南史沈客卿伝に、恐らくは梁の天監の改革以後、二品清官(新しい九品官に就いた甲族層と上部の次門層)には過税と市税とが免除されていたことを記し、さらに、

(沈客卿)奏請、不問士庶、並責閭市之估。而又增重其旧。…每歲所収、過於常格數十倍。後主大悅。

とある。商税と過税との税率をいかに高めるといっても一挙にそれを五倍も十倍にもすることは困難である。従つて右の増収は主として新たに市税と過税とをかけられたものの納税によると考えられる。恐らく二品清官(新しい九品官に就いた甲族層と上部の次門層)は大きく脱税をしたことであろうが、それでも右の増収を見たわけである。こうした推定は南朝における商業に上層、中層の官吏層が大きい役割を演じていたのを察せしめるところがある。⑥

五 北朝の税役

(a) 税制

北魏の税制は太和八年にかなり大きく改変された。それより前にあつては戸対象資産対応の調(税)と戸対象均額の税と田租とが主たる税目であつて、戸はその資産によつて一品戸から九品戸までに分けられていた。(以上のほかに戸対象の臨時徴発などがあつた。)改変直前にあつては戸対象均額の調(税)は帛二匹絮三斤糸一斤粟二十斛であり、その他に帛一匹二丈を州庫に入れて調外の費用に供していた。

太和八年の改変にあつては、戸対象資産対応の税はなくなり、戸対象均額の調(税)に旧来の帛二匹絮三斤糸一斤粟二十斛のほかに官吏の俸禄にあてるための調(税)として帛三匹粟二斛九斗が加えられた。また調外の帛を二匹にしている。

太和十年の改変にあつては、均額の税が戸対象と夫婦対象のものとの二本建てになつてゐる。前者は帛十四匹でそのうちの五匹を公調、三匹を内外の官吏の俸禄、二匹を調外の費用に供するように分けられていた。後者は帛一匹粟二石である。(以上のほかに奴婢、耕牛などにかける税があつた。)右の戸対象均額の帛十四匹は貧戸にあつても現実にかけられていたが、おそくとも太和十九年には廃止されている。また、右の夫婦対象均額の帛一匹についてであるが、太和十九年度量衡を大より小に改めたが、そのとき帛一匹につき綿八両を新たにかけた。のち度量衡が大きくなつたので民間に蹉怨の聲があつた。そのため一時綿八両を廃止したが再びそれをかけることにし、ついに帛一匹綿八両という形で定着した。この形は北齊、北周にも受け継がれる。

太和十年に戸対象均額の帛十四匹の制が制定されやがて廃止されたという点については、均田制との関連において理解すべきところがあると考えられる。北魏では太和十年に三長制が制定されるが、これは戸と人との正確な把握のうえに戸主に税役の責任を負わせかつ戸内の全壯丁を(原則的に)徭役(軍役を含む)の対象とする、という目的達成をその主任務とするものである。当時北魏王朝の実権をにぎつていた文明太后は三長制が制定されているのであるから、太和十年の戸と夫婦とに均質的にかける新税制の施行、全壯丁の徭役面での把握は可能であると考えていた。さて、均田制は太和九年の国有田支給に始まり、太和十四年のややあところ私有田を組み込んだところに一応田制として完成する。それだけに太和十年の新税制制定時にあつ

ては、当然、耕作面での均質性をうち出しつつ私有田を組み込んだ均田制の完成が予定されていたことであろう。そうしたところに重税と思われる戸税が制定された一つの背景があるとされよう。ところで、太和十四年のややあところ一応完成した均田制は、規定面においてさえも旧来の私有田をそのまま認めたものであり、巨視的に見た際、国有田支給が規定通り行われたにしても各戸の不均衡を是正しえないものであった。しかも、のちのちの事例から見ても国有田支給も決して十分ではなかったと考えられる。恐らく為政者にとっては事志と違うといった結果になったのであろうが、それだけにさきの重い戸税は現実処理の面で廃止せざるをえなかったのであろう。

均田制制定後、北魏一代を通じ税制面で戸の資産（主として私有田）を勘案することはなかったが、北魏が分裂した東魏―北齊、西魏―北周において、戸の資産の不均衡が税をかける際、あるいは税を徴収する際に勘案されるようになってくる。隋書食貨志に、北齊の文宣帝が受禪してのこととして、「始立九等之戸、富者税其錢、貧者役其力。」とある。また、周書蘇綽伝に見える六条詔書に、「租税之時、雖有大式、至於斟酌貧富、差次先後、皆事起於正長、而繫之於守令。」とある。また、西魏の大統十三年の敦煌文書において、戸が資産額（主として私有田額）によって上、中、下の三等に分けられ、それによって租額に違いが現われている。これらはその一端を示すものであるが、そのことは結局均田制が文明太后の期待したような形で行われなかったのを察せしめるものである。

(b) 徭役

六朝になると、その開始の時期は不明であるが、漢時代の役人徵発とは全く異った原則をもち、戸を対象に五丁につき二丁、三丁につき一丁といったような割合いで役人を出させる制度が出現した。（ここでは戸内の壮丁で役人徵発の対象とならないものがあることになる。）この原則は南朝では引続き残っていたが、北朝では北魏の三長制の制定によって否定され、（原則的に）全壮丁は徭役（軍役を含む）をかけられることになった。ところで、太和年代、雜役の場合司州において壮丁十二人を一グループとして、四年を一つの区切りとし、常時そのなかの一人を役に çıkさせる制度があったが、軍役の場合、何人かを一グループとして、一年を一つの区切りとし、常時そのなかの一人を役に çıkさせる制度があった。西魏の六丁兵制、北周の八丁兵制、十二丁兵制、東魏で施行が議された十五丁兵制はそれである。この丁兵制は兵民分離を前提にして府兵にも一般民衆に

漢六朝の税役問題

も行われていた。隋の開皇三年正月には十二丁兵制（一年につき一月だけ兵となる制度）がやめられ、その代りに一年につき二十日の歳役が設けられた。これに出ないものに庸がかけられた。（開皇十一年兵民分離を廃止してのち、府兵の徵発は民戸全体に及ぶことになった。）なお、北朝では軍役に出るべき壮丁が兵士の資糧の絹（資絹）を一年一匹の割合いで出していたことがあるが、資絹は南朝にも存在していた。⑦

(c) 三長制

三長制は、その初期には対象とする地域に存在する戸と人とを正確に把握することをふまえて、均質的に税役をかけるという任務をもっていた。巨視的にとりあげた際そうした三長制は一応その任務を達成し、国家のもつ税役量は大きく増加した。しかし、それが永続するためには民生が保証されなければならないが、すでに述べたように、民生保証を一つのねらいとした均田制は十分な成功を収めえなかった。それと関連して（いったん把握した貧民の再流亡を防ぐといった配慮などからである）が、（ききにふれたように（戸対象均額の）戸税も廃止された。ここに至って三長制の任務は、そこに依然として戸と人の正確な把握という面が存在しているにしても、自ら変化を示すことになる。いまそれを見てみよう。

まず税制面であるが、西魏・北周の（右の三長制の後身としての）二長制にあっては、正長は戸の資産を評定し、それに基づく納税の順次などを決める機能をもっていた。各二長内の有力者であるだけに、戸の資産の評定などを行うようになると、正長がそれに関する不正を行ったことが考えられるが、その不正はより上位の長吏（県令など）によっても行われた。ところで、隋初、開皇二年三長制が復活したが、開皇五年には、老少と偽るのを防ぐため貌閲を行うこと、戸籍制度を改変して、戸の編成原則を旧来の兄弟の終世同籍から父（母）生存中の子孫の同籍とすること（一般的にいって、前者よりも後者の方が同一戸籍内の構成員が少なくなる。それは戸籍の偽造・税役脱避の摘発が容易になるということでもある。）などとならんで、高類のうち出した輪籍の法を行なうこととした。それは、旧来戸の資産による定分をふまえて課輸が行われるべきであったが、常に多くの不正が定分にあって現われたため、その不正をかなり抜本的に防ぐべき目的をもつものである。そこでは県に責任をもたせ党（畿外において三長の上位にあるもの。百戸単位。）を数個合せた団を単位として、その団ごとに戸の資産による等級を定める、ということが行われている。高類はもともと西魏・北周の施政方針の継承者というべき人物であるが、戸の

上下の定分を重んずるといった点はその継承者たるべき面を示すものである。しかし、戸の資産による区別を行う責任を県段階にあげたのはそれと相反する。蓋し戸の資産による区別は旧来のやりかたでは十分に行いえないのが明白になっていたのであろう。それだけに、将来党をいくつか集めて団(的なもの)が制度的恒常的なものとして出現するとした際、その長は国家権力の末端を担ってむしろ郷村と対決すべきものとなり、そこに党長が残存するとした際、それも亦右の団(的なもの)の長に準じた性格をもつべきものとなる。(畿内において党にあたるものは族であるが、それに関しても党の場合と同様のことがいえよう。)

つぎに徭役面であるが、正長は各壮丁を把握しそれを就役させる責任はあっても、そのだれをどこどのような役に就かせるかといったことは関係なかった。それは太守令長の職分であった。この際問題とすべきは正長が徭役を免除されていることである。それだけに党や族の長を残してそれより下の正長を廢止すれば多数の役人が自動的に確保されることになる。(旧来の下部組織は相互糾察のために温存することが可能である。)

隋書高祖紀開皇九年二月の条に、

景申、制、五百家為郷。正一人。百家為里。長一人。

とあって、旧来の三長制に代る新しい郷里制が出現したのをなしている。その出現は右のような歴史的動向のうえに生じたものであり、それだけに郷正、里長は国家権力の末端を担うものである。(隋時代の郷里制については氣賀沢保規氏、「隋代郷里制に関する一考察」史林五八巻四号参照。)

六 南朝と北朝との税役面での対比

南朝政権と北朝政権とがそれぞれ相手方の制度を見その長所をとり入れようとしたことは、これを察するにたたくない。税役に関しても恐らくそうしたことがらむのであろうが、類似点がかなりある。本節は(隋)唐の税役制の源流がどれだけ見えるかということをおいて右の類似性などをとりあげる。ただし、(隋)唐の制度自体をとりあげることは省略し、南北朝と(隋)唐との両者の関連性を直接的に行論に現わすことはしない。

まず租調面であるが、梁陳時代男女の丁対象均額の租調がある。(隋書食貨志にその広義の租米額として丁男の米七斛が示

漢六朝の税役問題

漢六朝の税役問題

されているが、これは唐の米二斛三斗余にあたる。)一方、北魏の太和十年以降夫婦対象均額の租調が現われている。両者は人を対象に均額の租調をかけるという基本線で一致する。ところで、梁陳時代一般的な形で国有田を支給するといったことはなかった。それだけに無田の貧民にも右の丁租丁調がかけられたことになる。一方、北朝の均田制にあっては建て前上、一定基準の田の所有に対して租調がかけられるべきであったといえようが、現実には無田のもの、殆んど田をもたないものも数多くおり、それらに対しても右の租調がかけられたとされよう。

ところで、人を対象に均額の租調をかけるのであれば、そこに資産面から見た際大きい不公平が生ずる。しかし、梁陳時代、田租が同時に存在しており、戸対象資産対応の調も亦存在している。こうした面で税制上の不公平の緩和が図られている。(ただし、そのことは貧民の負担軽減を意味しない。)一方、北朝の場合、すでにふれたように、北魏の分裂した東魏―北齊、西魏―北周において、その資産に応じて、税をかける際や税を徴収する際、戸を区別することが生じている。

つぎに徭役面であるが、南朝の場合、基本的な徭役である軍役のほかに雑役があった。これは雜使ともよばれた。雑役のなかには官衙に給されるものと官吏に給されるものとあり、これらを総括して幹僮といった。(雑役は雜工、医寺などにもかけられる。)その職分を示す具体的名称として防閑、白直などがある。こうした役のほかに地方の雑多な役があった。なお、下級の九品官に就いたものも亦雑役の対象とされた。その際の理論的根拠は礼記玉藻篇に(公)卿大夫士庶の秩序における士が(一部)徭役の対象となるところに求められようが、とくに七条徵発以降の宋齊にあっては九品官をえた三五門、えたと偽称する三五門が多数生じたため、国政運営上彼らにも一部徭役を負担させざるをえなかったことをあわせ考えるべきであろう。雑役の場合郵錢を出してそれを免ぜられることもあった。

北朝の場合、一般庶民についていえば、基本徭役である軍役のほかに雑役があった。その役は職分によって防閑、虞侯、獬師などとよばれる。これは下級九品官に就いたものにもかけられる。北魏の場合、計算上一年につき軍役三十日、雑役三十日、地方の雑多な役二十日、合計八十日という時期のあったことが考えられる。(漢時代はまえに述べたように徭役は理論上合計九十日であった。)当時雑徭もあったが、恐らくこれは雑役(など)と何らかの読みかえをされたのであろう。なお、北周では一般庶民は六丁兵時代年間三十日の軍役のほかに、豊年三十日、平年二十日、凶年十日の雑役をかけられたと考えられる。

(地方の雑多な役については不明。)

注① 孟子の説いた井田制は漢時代以降大きく読みかえられ、その公田中に五畝の宅があるとか、国中と野との両方の農民を対象とするものであるとかされている。しかしそれは孟子の説くところとズレている。

② 商鞅の改革は簡単にいえば、遅れていた秦の政治社会体制を他国なみにしようとしたものである。そこでうち出された個別人身的支配面は、あるいは他国に比して一段と進んだものであるかも知れないが、それとても他国の行きかたと異質のものではない。旧来商鞅の改革については他国の場合との異質性が強調されているが、むしろ同質性に注目すべきであろう。

③ 田租（田税）はもともと耕作者と土地の用益権所有者との一致を前提として、収穫高の幾分かを定率で納めさせるものであったと考えられる。しかし、武帝のとき田租を定率から（事実上、すべて場合、一定の広さに対し一定の額となる）定額に改めたことは、田租が用益権の所有に對してかけるものとしての性格を強めたのを意味する。以後、その田租が収穫高をさまざまの形で考慮されることがあっても、それはどちらかといえば田租徴収上の技術として理解される。

④ 現実には、五十歳になると、六十歳までの羨卒と同様軽い徭役に就いたことが考えられる。

漢六朝の税役問題

⑤ 度田收租制と「藪沢」との関係については、第三章参照。また、義米の制の出現については、屯田経営の廃止により国家の田租収入が減少したこととの関連を見るべきである。

⑥ 天監の改革以後、新九品官Ⅱ二品を、それが二品であるという理由ですべて清官と規定するものと、その新九品官についても清と濁とがあるとする理解とあった。前者はいわば天子の側にたつものである。本文でとりあげたのはこれである。

なお、宋の孝武帝のとき士人が商業を行うのが禁止されている。

⑦ すでに北周のとき丁兵が中央の土木事業に出されたことがある。隋にあっても、同様のことがある。しかし丁兵の役はあくまで軍役である。隋時代丁兵の役の後身として年間二十日の歳役が生じたが、これももともと防（軍役）である。これに出ないものには庸がかげられた。ところで唐時代の右の歳役に続く年間二十日の役が中央の国家的土木事業に提供させる労力で、それに出ないものに庸がかげられるという事実が指摘されている（浜口重国氏、『秦漢隋唐史の研究』第三部第五「唐に於ける兩税法以前の徭役労働」）。こうした変化は隋時代における府兵制の改変と関連があるように推測される。